

第 21 回宇都宮市農業委員会定例総会 議事録

日 時

令和 7 年 4 月 23 日（水）午後 1 時 55 分～午後 3 時 15 分

場 所

宇都宮市役所 7 階 宇都宮市農業委員会室

出席委員

1 番：櫻井委員（会長職務代理）、2 番：恩田委員、3 番：平出委員、4 番：中山委員、
5 番：小島委員、6 番：相良委員、7 番：小野口委員、8 番：佐藤委員（会長職務代理）、
10 番：手塚（孝）委員、11 番：手塚（敏）委員、12 番：田崎委員、
14 番：吉澤委員、15 番：福田委員、16 番：伊澤委員、17 番：村田委員（会長）、
18 番：宇梶委員、19 番：高橋委員（議席番号順）

欠席委員

9 番：刈部委員、13 番：永岡委員

会議経過

1 開 会

出席委員 17 名で法定定数に達しているので、開会を宣する。

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の選任

議事録署名委員の選任は、議長指名により、議席番号 5 番の小島委員、7 番の小野口委員の両名を指名する。

4 議案の取下げ及び訂正並びに追加について

議案の取下げが 1 件あります。議案書 4 ページ議案第 18 号は、令和 7 年 4 月 10 日付で取り下げ書が提出され、取下げとなりました。

訂正並びに追加：なし

5 議 事

議 長 それでは、本日の議事に入りたいと思います。議案書 1 ページをお開きください。日程第 1 「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」、議案第 1 号から 5 号までの 5 議案について、一括上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 1 号から 5 号の 5 議案のうち、議案第 5 号については、条件を付して許可するものと調査しております。

議案第 5 号について御説明いたします。姿川地区の申請です。貸付人は、法人の農業経営に協力するため、借受人は、新たに農業経営を開始するため、申請地を売買により取得し、もち麦を作付けする旨の申請です。借受人は、平成 27 年 1 月 23 日に設立された法人で、農産物輸出入を主な目的としております。農機

具の調達状況は、トラクター1台を導入予定です。また、申請地は、すべて耕作可能な農地であることを確認しておりますが、農地所有適格法人以外の法人に対する許可のため、農地法第3条第3項に基づき、次の3つの解除条件（以後、解除条件と申し上げます。）を付して許可すべきものと調査しております。

- 1 権利を取得する者が権利取得後に農地等を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借の解除をする旨の条件が書面による契約に付されていること
- 2 地域農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること
- 3 権利を取得しようとする者が法人である場合、その業務を執行する役員又は使用人のうち、一人以上の者がその法人の行う耕作等に常時従事すると認められること

以上3つの条件であります。

議 長 議案第5号について、質疑願います。

委 員 （意見等なし）

議 長 質疑がないので、お諮りします。議案第5号について、「農地所有適格法人以外の法人に対する許可のため、農地法第3条第3項に基づき、解除条件を付して許可する」ことに、御異議ありませんか。

委 員 （異議なし）

議 長 御異議がないので、そのように決定します。議案第1号から4号について、事務局の説明を願います。

事務局 議案第1号について御説明いたします。平石地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は、所有する農地の隣接地を耕作するため、申請地を贈与により取得し、ジャガイモ、サツマイモ、ネギを作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター1台、管理機1台、軽トラック1台を所有しております。また、申請地は全て耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第2号について御説明いたします。清原地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため、申請地を売買により取得し、ミズバショウを栽培する旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター1台、管理機1台、防除機1台、草刈り機2台を所有しております。また、申請地は、すべて耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第3号について御説明いたします。清原地区の申請です。譲渡人は、相続

したが耕作できないため、譲受人は、既に耕作している農地を取得するため、申請地を贈与により取得し、栗、野菜、イチジクを栽培する旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター1台を導入予定です。また、申請地は、すべて耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第4号について御説明いたします。瑞穂野地区の申請です。譲受人は、申請地を世帯内贈与により取得し、イモ類を作付する旨の申請です。申請人の関係は、父と子です。農機具の調達状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しております。また、申請地は、すべて耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第1号から4号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第1号から4号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案書2ページを御覧ください。

「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第6号から9号までの4議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第6号から9号の4議案のうち、議案第6号については、条件を付して許可するものと調査しております。

議案第6号について御説明いたします。国本地区の申請です。貸付人は、法人の営農に協力するため、借受人は、法人として営農を開始するため、申請地に2年間の賃借権を設定し、自然薯、野菜を作付する旨の申請です。借受人は、平成30年5月22日に設立された法人で、自動車修理・販売及び農産物の生産・販売を主な目的としております。農機具の調達状況は、トラクター1台を所有しております。また、申請地は、すべて耕作可能な農地であることを確認しておりますが、農地所有適格法人以外の法人に対する許可のため、農地法第3条第3項に基づき、解除条件を付して許可すべきものと調査しております。

議長 議案第6号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第6号について、「農地所有適格法人以外の法人に対する許可のため、農地法第3条第3項に基づき、解除条件を付して許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議 長 御異議がないので、そのように決定します。議案第7号から9号について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第7号について御説明いたします。篠井地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は、自宅近隣の農地を耕作するため、申請地を贈与により取得し、野菜を作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しております。また、申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第8号について御説明いたします。豊郷地区の申請です。譲渡人は、高齢により耕作できないため、譲受人は、新たに農地を取得し、耕作するため、申請地を売買により取得し、ダイコン、キュウリ、ネギを作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は、草刈り機1台、耕運機1台を所有しております。また、申請地は、すべて耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第9号について御説明いたします。上河内地区の申請です。世帯内贈与により、夫から妻へ所有権を移転し、ブルーベリーを作付けする旨の申請です。譲受人の農機具の調達状況は、耕運機1台、軽トラック1台、刈払機1台を所有しております。また、申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議 長 議案第7号から9号について、質疑願います。

委 員 (意見等なし)

議 長 質疑がないので、お諮りします。議案第7号から9号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 御異議がないので、そのように決定します。3ページを御覧ください。日程第2「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第10号から16号までの7議案について、一括上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第10号から16号までの7議案の内、議案第16号については、事業計画変更承認を伴う案件であるため、先に御審議いただきたいと思います。

議案第16号について御説明いたします。豊郷地区の申請です。譲受人は持家がないため、申請地を売買により取得し、自己用住宅を建築する旨の申請です。譲受人は譲渡人の姉であり、都市計画法第43条の「市街化調整区域における建築行為で既存宅地」に該当します。給排水計画については、市の上下水道に接続

し、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、建物建築費等を全額自己資金で賄う計画で、残高証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しておりますが、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第4号の「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件は満たしていると調査しておりますが、以前に農地転用許可をした土地であり、事業計画変更が必要であることから、議案第25号の事業計画変更の承認を条件に許可すべきものと調査しております。

議長 議案第16号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第16号について、「事業計画変更を伴う案件であるため、関連議案第25号の事業計画変更承認を条件に許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案第10号から15号について、事務局の説明を願います。

事務局 議案第10号について御説明いたします。平石地区の申請です。借受人は、持家がないため、申請地に50年間の使用貸借権を設定し、自己用住宅を建築する旨の申請です。借受人は貸付人の孫であり、都市計画法第34条14号の「線引き前から親族が所有する土地における住宅」に該当します。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により敷地内処理とし、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しておりますが、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第4号の「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第11号について御説明いたします。清原地区の申請です。借受人は、持家がないため、申請地に20年間の使用貸借権を設定し、自己用住宅を建築する旨の申請です。借受人は貸付人の子であり、都市計画法第34条14号の「線引き前から親族が所有する土地における住宅」に該当します。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により敷地内処理とし、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、建物建築費等を全

額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。

申請地は、農地の集団的な規模が10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しておりますが、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第4号の「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第12号及び13号は関連する同一事業であるため、併せて御説明いたします。横川地区の申請です。転用事業者は、自動車販売業及び建築業を営んでおりますが、現在の車両、資材置場が手狭なため、申請地に車両、資材置場を整備する旨の申請で、契約の種類については、議案第12号は売買による所有権移転、13号は20年間の賃借権設定となっております。転用事業者は、平成5年1月20日に設立した法人の代表取締役で、建築業及び自動車販売、修理等を主な目的としております。土地利用計画については、敷地内は砂利敷きとし、販売用大型中古車6台分、廃タイヤの一時置場、キャリヤカーなどの業務用車両2台、パーツ回収用の廃棄車両9台を置く計画で、給排水設備は設けず、雨水は敷地内で自然浸透させる計画となっております。資金計画については、土地取得費、整備費等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、小集団の生産性の低い農地の区域内に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないことから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第14号について御説明いたします。姿川地区の申請です。譲受人は、土木建設業を営んでおりますが、現在の車両、資材置場が手狭なため、申請地を売買により取得し、車両、資材置場を設置する旨の申請です。譲受人は、平成31年1月7日に設立した法人で、土木、内装工事等を主な目的としており、申請地から車で5分以内の場所に事務所を構えております。土地利用計画については、敷地内を整地した後に砂利を敷き、バックホーやトラックなどの重機、型枠や外装資材、砕石や残土を置く計画で、給排水設備は設けず、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、土地取得費、施設整備等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は小集団の生産性の低い農地の区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第15号について御説明いたします。城山地区の申請です。借受人は、持

家がないため、申請地に30年間の使用貸借権を設定し、自己用住宅を建築する旨の申請です。借受人は貸付人の子であり、都市計画法第34条14号の「市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅」に該当します。給排水計画については、市の上下水道に接続し、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しておりますが、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第4号の「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第10号から15号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第10号から15号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。4ページを御覧ください。「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、取下げとなった議案第18号を除く、議案第17号から22号までの5議案について一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 取下げとなった議案第18号を除く、議案第17号から22号までの5議案について御説明いたします。

なお、議案第17号以降の議案については、全て50キロワット以下の低圧の太陽光発電施設を目的とした転用申請であり、全て非FIT法によるもので、転用事業者と小売電気事業者との間で、太陽光発電所で発電された電気の売買契約を締結しております。また、土地利用計画についても、申請地を整地した後にパネルを設置し、周囲をフェンスで囲む計画となっており、年数回の除草作業を行う計画で、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。以上の共通した部分の説明については、省略させていただきます。

議案第17号について御説明いたします。平石地区の申請です。譲受人は、発電・売電するため、申請地を売買により取得し、太陽光発電施設を設置する旨の申請です。譲受人は、令和6年6月24日に設立した法人で、太陽光発電事業を主な目的としております。申請地における太陽光発電の概要ですが、太陽光発電モジュール177枚を設置し、年間発電量108,855キロワットアワーを予定しており、売電単価税抜12円で計算いたしますと、経費等を差し引いた年間の利益は80万円程度となる見込みです。資金計画については、土地取得費等を

全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、小集団の生産性の低い農地の区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第19号について御説明いたします。清原地区の申請です。譲受人は、発電・売電するため、申請地を売買により取得し、太陽光発電施設を設置する旨の申請です。譲受人は、令和3年9月22日に設立した法人で、太陽光発電事業を主な目的としております。申請地における太陽光発電の概要ですが、太陽光発電モジュール176枚を設置し、年間発電量105,742キロワットアワーを予定しており、売電単価税込み12.1円で計算いたしますと、年間の売電収入は66万円程度となる見込みです。資金計画については、土地取得費等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、星の杜小中学校、高等学校から約50メートルの場所に位置し、水道管、下水管が埋設されている道路の沿道の区域に位置する第3種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第20号について御説明いたします。清原地区の申請です。譲受人は、発電・売電するため、申請地を売買により取得し、太陽光発電施設を設置する旨の申請です。譲受人は、令和4年7月6日に設立した法人で、太陽光発電事業を主な目的としております。申請地における太陽光発電の概要ですが、太陽光発電モジュール192枚を設置し、年間発電量117キロワットアワーを予定しており、売電単価税抜13.5円で計算いたしますと、年間の売電収入は43万円程度となる見込みです。資金計画については、土地取得費等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、小集団の生産性の低い農地の区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第21号及び議案第22号については、同一事業であることから、併せて御説明いたします。国本地区の申請です。譲受人は、発電・売電するため、申請地を売買により取得し、太陽光発電施設を設置する旨の申請です。譲受人は、令和6年5月9日に設立した法人で、再生可能エネルギー発電事業を主な目的としております。申請地における太陽光発電の主な概要ですが、議案第21号は、太陽光パネル180枚を設置し、年間発電量88,631キロワットアワーを予

定しており、売電単価税込み12.09円で計算しますと、経費を差し引いた年間の利益は80万円程度となる見込みです。

議案第22号は、太陽光パネル180枚を設置し、年間発電量91,054キロワットアワーを予定しており、売電単価税込み12.09円で計算しますと、経費を差し引いた年間の利益は83万円程度となる見込みです。資金計画については、土地取得費、施設整備等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地はいずれも、小集団の生産性の低い農地区分に該当する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第18号を除く、議案第17号から議案第22号について、質疑願います。
委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします議案第18号を除く、議案第17号から議案第22号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。5ページを御覧ください。「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第23号及び24号について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 前のページ同様、議案第23号及び24号についても、低圧の太陽光発電施設を目的とした転用であり、非FIT法により売電するもので、土地利用計画についても、申請地を整地した後にパネルを設置し、周囲をフェンスで囲む計画のため、それら共通した部分については、省略させていただきます。

議案第23号について御説明いたします。富屋地区の申請です。譲受人は、発電・売電するため、申請地を売買により取得し、太陽光発電施設を設置する旨の申請です。譲受人は、平成7年7月13日に設立した法人で、再生可能エネルギー発電事業を主な目的としております。申請地における太陽光発電の主な概要ですが、太陽光パネル168枚を設置し、年間発電量95,111キロワットアワーを予定しており、売電単価税込み8.5円で計算しますと、経費を差し引いた年間の利益は62万円程度となる見込みです。資金計画については、土地取得費、施設整備等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、小集団の生産性の低い農地の区域に位置する第2種農地と判断し、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第24号について御説明いたします。清原地区の申請です。借受人は、発電・売電するため、申請地に20年間の賃借権を設定し、太陽光発電施設を設置

する旨の申請です。借受人は、昭和49年10月18日に設立した法人で、太陽光による発電事業を主な目的としております。申請地における太陽光発電の概要ですが、太陽光発電モジュール258枚を設置し、年間発電量142,486キロワットアワーを予定しており、売電単価税込み14.3円で計算いたしますと、年間の売電収入は145万円程度となる見込みです。資金計画については、土地取得費等を自己資金と知人からの融資により賄う計画で、金融機関の残高証明書と貸付承諾書が添付されております。申請地は、豊郷南小学校及び柴病院から約250メートルの場所に位置し、水道管、下水管が埋設されている道路の沿道の区域に位置する第3種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第23号及び24号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第23号から24号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。6ページを御覧ください。日程第3「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」、議案第25号を上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第25号について御説明いたします。豊郷地区における農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請です。土地所有者である転用事業者は、関堀町の田1筆を昭和61年9月に一般住宅を目的とした農地転用の許可を受け、所有権移転まで行いましたが、転用事業者は、長年住み慣れた土地の近隣に住むことを選び、今後も当該地における住宅建築は行わない意向であるため、承継者による事業計画変更申請に至ったものです。なお、事業の実行性も議案第16号で確認していることから、事業計画の必要性及び実行性はあると判断し、変更はやむを得ないものと調査しております。

議長 議案第25号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第25号について、「変更を承認する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。7ページを御覧ください。日程第4「農業振興地域整備計画の軽微な変更(用途区分の変更)に係る意見について」、議案第26号から28号までの3議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第26号について御説明いたします。平石地区の申出です。申出人は、令和6年6月1日付けで、認定農業者となり、同年10月23日付けで農地法第3条1項の規定による許可により農地を取得しておりますが、今後、申請地の周辺において規模拡大の計画があることから、耕作する自己所有の農地に、農業用倉庫1棟を建築し、トラクター等を保管、併せて堆肥置場を整備する旨の申出です。土地利用計画については、敷地内は整地し、給排水設備は設けず、雨水は自然浸透させる計画となっております。申出地を転用することで、周辺農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれもなく、申出事由についても問題ないことから、農用地から農業用施設用地に変更することについて、問題ないものと調査しております。

議案第27号について御説明いたします。横川地区の申出です。申出人は、横川地区を中心に、約24ヘクタールの規模で主に水稻の生産を行っておりますが、経営面積の拡大に伴い、既存の農業用倉庫等が手狭なため、申出地に集荷等管理室1棟のほか、農業用機械倉庫1棟、車両置場7台分、籾殻肥料置場2か所を整備する旨の申請です。土地利用計画については、一部を砂利敷きとし、給排水設備は設けず、雨水は自然浸透させる計画となっております。申出地を転用することで、周辺農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれもなく、申出事由についても問題ないことから、農用地から農業用施設用地に変更することについて、問題ないものと調査しております。

議案第28号について御説明いたします。富屋地区の申出です。申出人は、富屋地区において、3ヘクタールの規模でイチゴ及び水稻の生産を行っておりますが、農作業の効率化を図るため、作業場のほか食品庫、休憩室を兼ねた建物1棟のほか、従業員駐車場5台分を整備する旨の申出です。土地利用計画については、敷地内は砂利敷きとし、給排水設備は設けず、雨水は自然浸透させる計画となっております。申出地を転用することで、周辺農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれもなく、申出事由についても問題ないことから、農用地から農業用施設用地に変更することについて、問題ないものと調査しております。

議 長 議案第26号から28号について、質疑願います。

委 員 (意見等なし)

議 長 質疑がないので、お諮りします。議案第26号から28号について、「変更を承認する」ことに、御異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 御異議がないので、そのように決定します。8ページを御覧ください。日程第5「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」、議案第29号から19ページ202号までの174件について、一括上程します。なお、議事参与の制限により、審議が

終了するまで退出していただく議案がいくつかありますので、そちらの議案から先に審議してまいります。まず、議案第165号は、11番委員の親族が所有者となっておりますので、審議が終了するまで11番委員に退出していただきます。

委員 (11番委員退出)

議長 それでは、議案第165号について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第165号について御説明いたします。所有者は、議席番号11番委員の親族が経営する法人でありまして、上河内地区の計画です。田の貸し借りが1件です。この計画は所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。

議長 議案第165号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第165号について、「計画を承認すること」に、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案第165号が終了しましたので、11番委員に入室・着席していただきます。

委員 (11番委員入室・着席)

議長 次に、議案第185号、186号、187号及び202号は、6番委員の親族が代表を務める法人が耕作者となっておりますので、審議が終了するまで6番委員に退出していただきます。

委員 (6番委員退出)

議長 それでは、議案第185号、186号、187号及び202号について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第185号、186号、187号及び202号について御説明いたします。耕作者は、6番委員の親族が経営する法人でありまして、河内地区の計画です。田の貸し借りが3件です。これらの計画は、所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。

議長 議案第185号、186号、187号及び202号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第185号、186号、187号及び202号について、「計画を承認すること」に、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。

議案第185号、186号、187号及び202号が終了しましたので、6番委員に入室・着席していただきます。

委員 (6番委員入室・着席)

議長 審議済の議案第165号, 185号, 186号, 187号及び202号を除く, 議案第29号から202号について, 事務局の説明をお願いします。

事務局 審議済みの5議案を除く, 議案第29号から202号について御説明いたします。

議案第29号から43号は, 平石地区の計画です。田の貸し借りが15件です。

議案第44号から9ページ議案第53号は, 清原地区の計画です。田の貸し借りが9件, 畑の貸し借りが1件です。

議案第54号から61号は, 瑞穂野地区の計画です。田の貸し借りが8件です。

議案第62号から10ページ議案第75号は, 横川地区の計画です。田の貸し借りが14件です。

議案第76号から85号は, 雀宮地区の計画です。田の貸し借りが3件, 畑の貸し借りが6件, 田と畑の貸し借りが1件です。

11ページ議案第86号及び87号は, 姿川地区の計画です。田の貸し借りが2件です。

議案第88号から90号は, 城山地区の計画です。田の貸し借りが1件, 畑の貸し借りが2件です。

議案第91号から12ページ議案第97号は, 国本地区の計画です。田の貸し借りが5件, 田と畑の貸し借りが2件です。

議案第98号から15ページ131号は, 篠井地区の計画です。田の貸し借りが34件です。

議案第132号から136号は, 富屋地区の計画です。田の貸し借りが5件です。

議案第137号から議案第148号は, 豊郷地区の計画です。なお, 議案第139号は, 河内地区の2筆を含む計画です。田の貸し借りが10件です。田と畑の貸し借りが2件です。

16ページ議案第149号から審議済みの議案第165号を除く, 18ページ議案第174号までは, 上河内地区の計画です。田の貸し借りが13件, 畑の貸し借りが12件, 田と畑の貸し借りが1件です。

議案第175号から審議済みの3件を除く, 19ページ議案202号までは, 河内地区の計画です。田の貸し借りが22件, 畑の貸し借りが1件, 田と畑の貸し借りが1件です。これらの計画は所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ, いずれも適正な計画であると調査しております。

議長 審議済の5議案を除く, 議案第29号から202号について, 質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので, お諮りします。審議済の5議案を除く, 議案第29号から

202号について、「計画を承認する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。20ページを御覧ください。

日程第6「農業委員の辞任について」、議案第203号を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 日程第6「農業委員の辞任について」、議案第203号について御説明いたします。令和7年4月8日付で議席番号9番の刈部委員から、一身上の都合により、宇都宮市長に辞任届が提出されたことを受け、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第13条第1項により、宇都宮市長から意見を求められております。

委員等の辞任につきましては、農業委員会等に関する法律第13条第1項に、「委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる」と定められております。刈部委員の辞任については、正当な理由があると判断でき、辞任はやむを得ないと思われま

議長 議案第203号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第203号について、「辞任を同意する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。21ページを御覧ください。報告事項に入ります。それでは、事務局より報告願います。

事務局 [事務局より報告第1から報告第6まで一括で報告する。]

議長 「その他」皆様から何か報告等はありませんか。

委員 (特になし)

議長 事務局から報告等はありませんか。

事務局 (特になし)

議長 全ての審議が終了しましたので、以上で第21回定例総会を終了します。

(閉会 午後3時15分)